

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月30日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 2日から 令和 7年12月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月16日 午前10時00分 場 所 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 6日 午後 1時10分 場 所 横浜地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月22日 午前10時00分から 令和 7年12月22日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和7年10月30日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	11,740,000 9,392,000		2,348,000	53,281	11,417
	</				



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

建物の名称 パティオいずみ野

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上飯田町2910番の308

建物の名称 308

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 48.27平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番

地 目 宅地

地 積 1936.37平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 149501分の5152



物 件 明 細 書

令和 7年 8月12日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

建物の名称 パティオいずみ野

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上飯田町2910番の308

建物の名称 308

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 48.27平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番

地 目 宅地

地 積 1936.37平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 149501分の5152



令和 7年(ケ)第 150号
令和 7年 6月 5日受理
令和 7年 7月 8日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 中 嶋 耕 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

建物の名称 パティオいずみ野

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上飯田町2910番の308

建物の名称 308

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 48.27平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番

地 目 宅地

地 積 1936.37平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 149501分の5152

(区分所有建物用1)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	(住居表示未実施)		
建 物	物件1		
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない 附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 別紙回答書記載のとおり 管理費 円 修繕積立金 円 円 円 円	令和 年 月 日現在 ☐ 滞納はない ☐ 滞納がある 年 月分～ 年 月分 計 円 ☐ 不明	
管理費等照会先	三栄管理有限会社		
その他の事項			
敷 地 権	符号1		
現 況 地 目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項			
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和7年(ケ)第150号

担当執行官 中嶋耕治 様

回 答 書

(該当事項の□に「✓」印を付してください。)

1 管理費等の額及び滞納額は次のとおりです。

※管理規約、集会決議等で、区分所有法により特定承継人行使できる債権とされたものを記載してください。

令和 7 年 6 月 16 日現在

☒ 管理費	月額	8,700	円	☒ 滞納額	95,700	円
☒ 修繕積立金	月額	6,700	円	☒ 滞納額	73,700	円
☐	月額		円	☐ 滞納額		円
☐	月額		円	☐ 滞納額		円
☐	月額		円	☐ 滞納額		円
☐	月額		円	☐ 滞納額		円
☒ 損害金	年	14.6	%	☒ 金額	11,026	円
☒ 滞納期間	令和 6 年 8 月分～			令和 7 年 6 月分		

2 上記1以外の特定承継人行使できない債権で、徴収されている費用は次のとおりです。

☐	月額	円	☐ 滞納額	円
☐	月額	円	☐ 滞納額	円
☐	月額	円	☐ 滞納額	円

3 管理費、修繕積立金以外について、特定承継人行使できる債権であることを定めた次の資料(コピー)を提出する。

☒管理規約 ☐議事録 ☐

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (管理会社従業員)	目的物件のマンションは、各戸に1台駐車場が割り当てられています。 駐車場を使用することについて、使用料の支払い負担はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

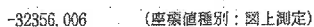
- 1 目的物件の状況は、間取図及び写真のとおりである。
- 2 物件1建物は、第三者が占有している徴表はなく、表札の表示及び建物内の郵便物の宛名等から、債務者兼所有者が占有していると認めた。
- 3 物件1建物は、経年劣化、壁紙の汚れなどが見られるほか、室内に2か所、壁面の損傷が確認された。
- 4 本件建物の敷地は、評価人の調査によれば、東側が建築基準法第42条1項で認定される市道に、南側が同法第42条1項5号で認定される私道に接しているとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月10日 (火) 9 : 58 — 10 : 03	物件所在地	外観調査、写真撮影、不在、事務連絡差し置き
7年6月11日 (水)	執行官室	所有者へ照会書送付 (回答なし)
7年6月13日 (金)	執行官室	管理会社へ管理費照会書送信 (回答あり)
7年6月13日 (金) 11 : 45 — 11 : 55	横浜地方法務局相模原支局	登記事項証明書交付申請・受領
7年7月3日 (木) 14 : 49 — 15 : 05	物件所在地	評価人同行、外観調査、写真撮影、立入調査
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 7月 3日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

上飯田町

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(7枚目)



登記年月日：平成6年11月11日

307833

各階平面図

家屋番号

上飯田町
2910番の308

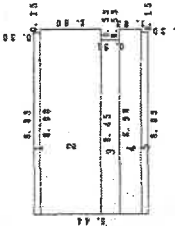
建物の所在

横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

建物図面
各階平面図

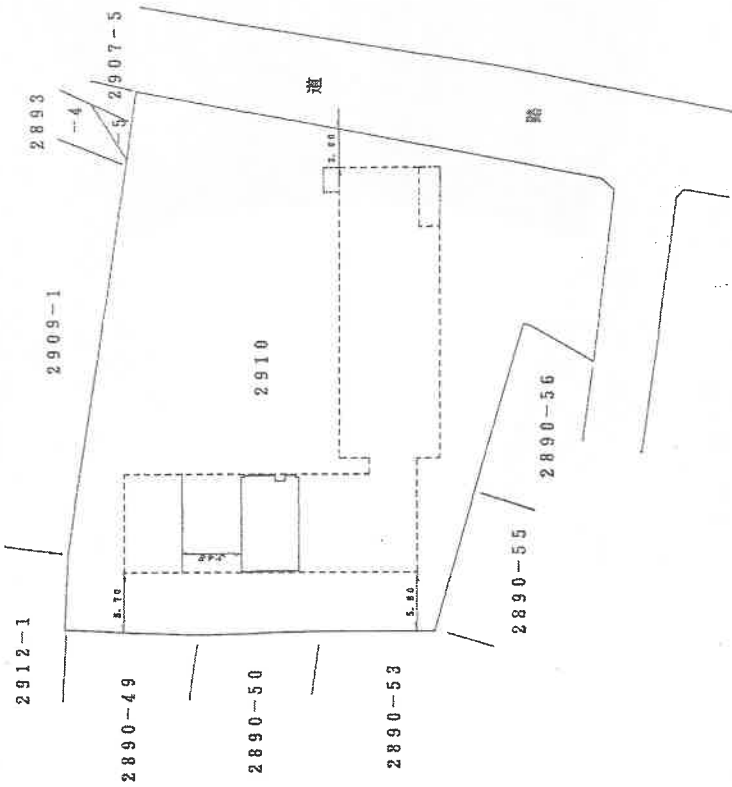
区分した建物の存する部分 3階部分

建物の番号 308



求積表

1	8.83 x 0.30m	2.6490
2	8.98 x 2.90m	26.0420
3	8.45 x 0.91m	7.6895
4	8.98 x 1.03m	9.2494
5	8.83 x 0.30m	2.6490
合計		48.2789
床面積		48.27m ²



(口黒地)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

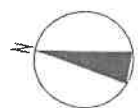
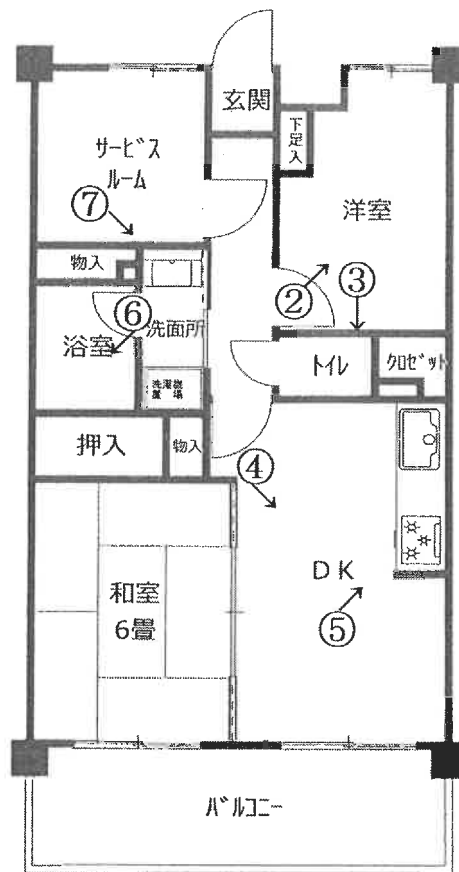
(口黒地)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜市地方税局(家屋課)発行)

令和7年2月3日

東京法務局新館出張所

登記官



←○は写真撮影位置・方向

(9枚目)

① 目的物件北東側の状況



②



③壁面損傷の状況



④



⑤



⑥



(1 2 枚 目)

⑦壁面損傷の状況（写真中央、電気スイッチの右斜め上）





令和7年（ケ）第150号
令和7年 7月 3日現地調査
令和7年 7月 7日評 価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 実

第 1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
1	金 11,740,000 円

第 2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

建物の名称 パティオいずみ野

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上飯田町2910番の308

建物の名称 308

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 48.27平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番

地 目 宅地

地 積 1936.37平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 149501分の5152

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	相模鉄道いずみ野線「いずみ野」駅の西方約1900m (道路距離) 「中屋敷」バス停の南方徒歩約2分 (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅が多く建つ空地も見られる地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 準防火地域 第4種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件 (規模、形状等)	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	1,936.37㎡ 不整形 間口約47m、奥行約52m ほぼ平坦
接 面 道 路 の 状 況	東側幅員約9m舗装市道(建築基準法第42条1項に該当)に約47m接面。南側幅員約6m舗装私道(建築基準法第42条1項5号位置指定道路に該当)に約17m接面。	
土地の利用状況等	対象専有部分を含む1棟の建物の敷地等として利用。	
供 給 処 理 施 設	上水道	あり
	都市ガス	なし(プロパンガス使用)
	下水道	あり
敷 地 権 の 表 示	敷地権の種類	所有権
	敷地権の割合	149501分の5152
特 記 事 項	◇横浜市の洪水・内水・高潮ハザードマップによると浸水想定区域内にある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	パティオいずみ野		
建物の用途	住宅等（総戸数28戸）（登記記載）		
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日	平成6年10月20日（登記記載）	
	経過年数	約31年	
	経済的残存耐用年数	約19年	
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,541.06㎡		
仕様	屋根：アスファルト外断熱防水 外壁：45二丁掛磁器質タイル		
設備	TV共同視聴設備、駐車場、自転車置場、集合郵便受、ゴミ置場等		
建物の品等	使用資材	普通	
	施工	普通	
管理の形態等	管理組合	あり	
	管理方式	委託	
	管理会社	三栄管理有限会社	
	管理形態	日勤	
管理の状況	普通		
特記事項	◇なし		

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建		
位 置	3階 (308号室) ・ 中間戸 主要開口部の方位：西向き		
床 面 積	48.27㎡（登記面積）		
間 取 り	2 D K+S		
バルコニー等	バルコニー：9.52㎡		
仕 様	天 井	ビニールクロス貼等	
	床	フローリング、畳等	
	内 壁	ビニールクロス貼等	
	設 備	浴室、トイレ、洗面所、クロゼット等	
保守管理の状態	普通		
管 理 費 等	管理会社の回答によれば下記のとおり。 令和 7 年 6 月 16 日現在		
		月 額	滞 納 額
	管 理 費	8,700 円	95,700 円
	修 繕 積 立 金	6,700 円	73,700 円
	備 考	年 14.6%の遅延損害金の規定あり 遅延損害金 11,026 円	
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	令和7年7月3日内部立入調査 所有者が占有している。		
特 記 事 項	◇洋室、サービスルームの内壁に穴がある。 ◇和室押入のふすまに破れがある。		

第5 評価額算出の過程

本件においては積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

1 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

(1) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡)	専有面積 (㎡)	専有率	現 価 率	建 物 価 格 (円)
300,000	×48.27	÷0.91	×0.30	=4,770,000

専有率：共用部分も含む現況床面積に対する割合

現価率：経過年数 31 年、経済的残存耐用年数 19 年、

観察減価率(中古マンションの市場性等含む) 20%

：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり
査定した。

$$\text{現価率} = \frac{\text{経済的残存耐用年数 19 年}}{(\text{経過年数 31 年} + \text{経済的残存耐用年数 19 年})} \times (1 - 0.2) = 0.30$$

(2) 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次の通り求めた。

標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	敷地権割合	敷地権価格 (円)
150,000	×1.20	180,000	×1,936.37	×1.0	$\times \frac{5,152}{149,501}$	= 12,010,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査地 泉(県)－4

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{標準価格} & & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\
 153,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{103}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{105} & = & 150,000 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時点修正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：地価調査地は標準的画地で補正の必要はない。

◇地域格差：地価調査地の所在する地域は対象地域に比べ交通接近条件、街路条件等の総合格差で上記の通り。

◇個別格差：対象地は規模等の総合格差で上記の通り。

◇地積：登記数量

◇建付減価：建付減価率0%と判定した。

◇敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

(3) 積算価格（敷地権付建物の価格）

前記で求めた基礎となる建物価格と敷地権価格を合算した額に、所要の修正を行った上、積算価格を求めた。

建物価格（円）	敷地権価格（円）	個別格差 （階層・位置・品等程度）	積算価格（円）
4,770,000	+12,010,000	×0.93	= 15,610,000

個別格差：階層別補正、位置別補正などの総合格差で上記の通り

階層別補正：0.98（3階）

位置別補正：0.95（主要開口部：西向き、中間戸）

その他補正：1.00

相乗積 $0.98 \times 0.95 \times 1.00 = 0.93$

2 比準価格の試算

基準階の比準 価格（円/㎡）	個別格差 （階層・位置・品等程度）	その他の 個別格差	専有面積 （㎡）	比準価格（円）
361,000	×0.93	×1.00	×48.27	= 16,210,000

基準階の比準価格：近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集・分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階専有部分の1㎡当たりの比準価格を査定した。

個別格差：積算価格の個別格差に同じ。

その他の個別格差：特になし。

3 収益価格（DCF法による）

対象不動産を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による価格を以下の通り査定した。

DCF法による価格査定表

（この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、且つ買受人に保証しているものでもない）

3年間の 有効純収益 現価の合計 円 ア	正味復帰価格の現価					DCF法 による価格 (円) ア+カ キ
	4年目期首 有効純収 益 (円) イ	最終 還元利回 り ウ	3年目期末 復帰価格 (円) イ÷ウ×(1-0.03) ※1 エ	複利 現価率 ※2 (8.7%) オ	正味復帰 価格の現価 (円) エ×オ カ	
998,084 (15.8%)	647,200	9.2 %	=6,823,739 =6,820,000	0.7786	5,310,052 (84.2%)	=6,310,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率：複利現価率に用いる還元利回りは一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として決定した。

ア：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を現在価値に割り引いた額の合計である。

イ：保有期間末（第4期期首）の正味純収益である。売却準備完了後の目的物件の収益力を明示している。

ウ：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスクを考慮して査定した。

エ：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した額である。

オ：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ：売却予測価格の手取り価格に複利現価率を乗じて（割り引いて）求めた売却予測価格（手取り価格）の現在価値である。

キ：保有期間中の正味純収益の現価の合計(ア)に売却予測価格の現価(カ)を合算して、目的物件のDCF法による収益価格を結論付けている。

4 評価額の判定

(1) 試算価格の調整

以上により積算価格、比準価格、収益価格が求められた。マンション取引が多くみられることから、市場の実勢を反映した比準価格を重視し、積算価格を関連づけ、収益価格を参考として所要の調整を行ったうえ、調整後の価格を以下の通り求めた。

加重平均割合 積算価格：40 比準価格：50 収益価格：10

	占有減価修正前の 試算価格（円）	占有減価修正	試算価格（円）
積算価格	15,610,000	×1.00	=15,610,000
比準価格	16,210,000	×1.00	=16,210,000
収益価格			6,310,000
調整後の価格			14,980,000

占有減価修正：必要なし。

(2) 評価額の判定

調整後の価格 （円）	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費 等相当額の 減価	その他の 控除減価 （敷金等）	評 価 額 （円）
14,980,000	×1.0	×0.8	×0.98	—	=11,740,000

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：評価条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等の控除割合は、管理費・修繕積立金滞納額の元本のみを基礎に約2%と求めた。

その他の控除減価（敷金等）：必要なし。

第6 参考価格資料

1 地価調査：泉（県）－4

所 在：横浜市泉区上飯田町字新巾山 1937 番 19

価 格：153,000 円／m²

位 置：相模鉄道いずみ野線「いずみ中央」駅約 1.6 km

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：208 m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 道 路：南東側 6.5m 市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率 40%，容積率 80%）、高度地区
地域の概要：中規模一般住宅等が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1（建物） 3,805,794 円

符号 1（土地） 168,750,772 円（敷地権割合 149501 分の 5152）

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

建物図面写・各階平面図（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

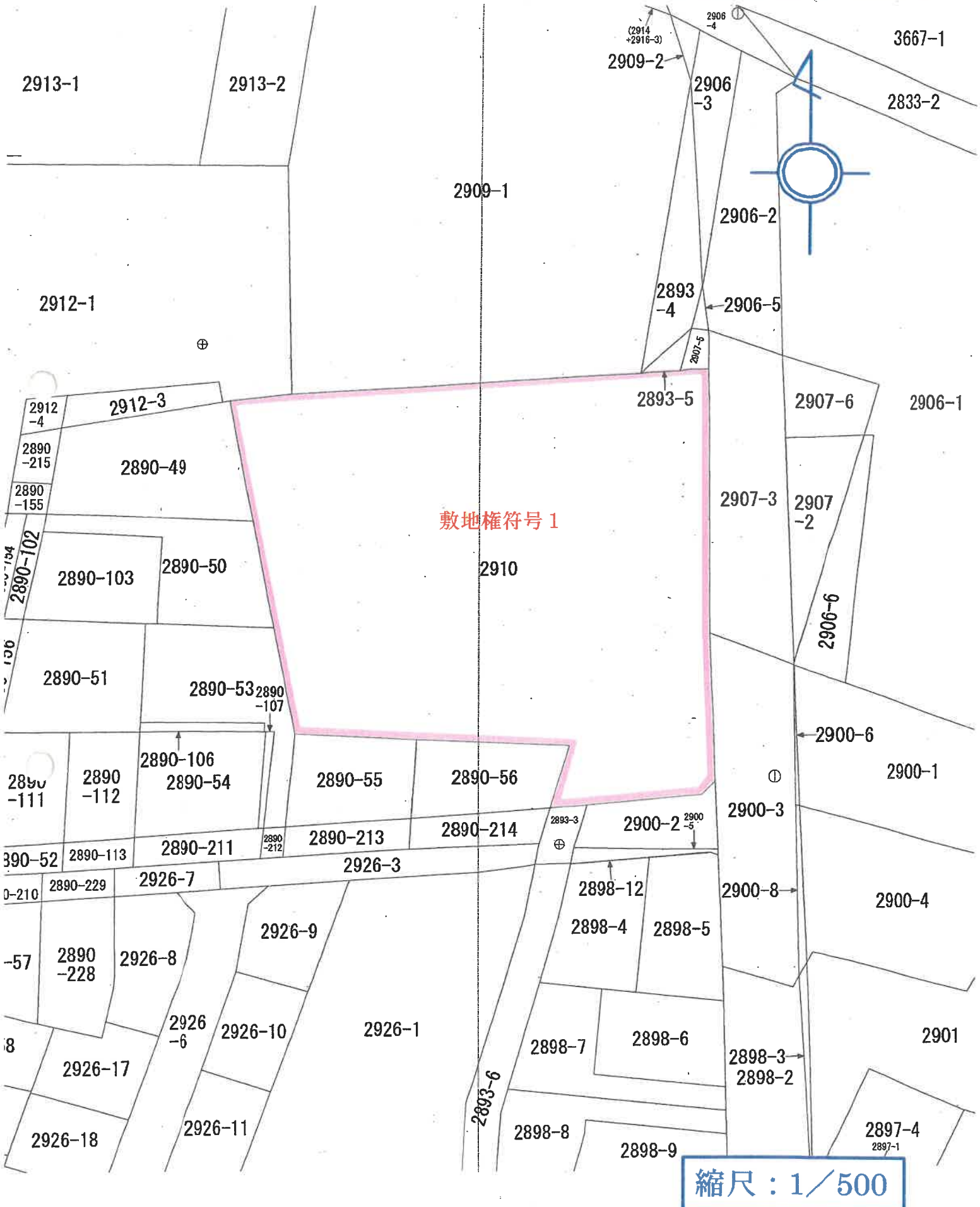
建物間取図

以 上

位置図



公 函 写



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (横浜地方裁判所戸籍出張所管轄)
 令和7年2月3日 東京法務局新宿出張所

登記官

307833

各階平面図

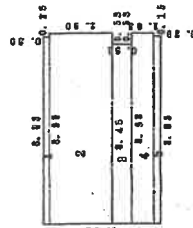
建物図面図
各階平面図

家屋番号 上飯田町 2910番の308

建物の所在 横浜市泉区上飯田町字坂之台2910番地

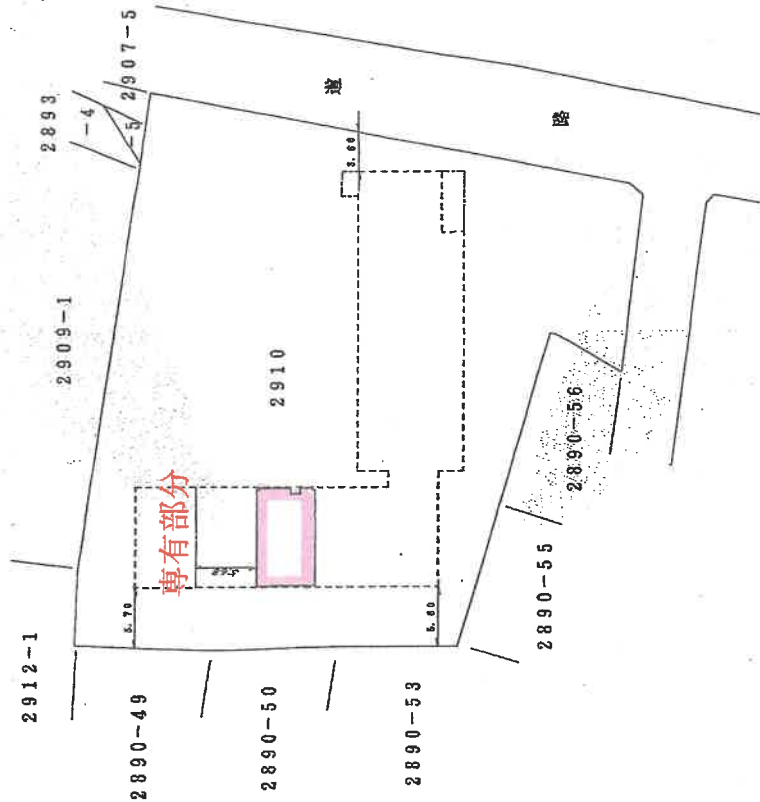
区分した建物の存する部分 3階部分
 建物の番号 308

専有部分



求積表

1	8.33 x 0.30 =	2.6490
2	8.98 x 2.90 =	26.0420
3	8.45 x 0.91 =	7.6895
4	8.98 x 1.03 =	9.2494
5	8.33 x 0.30 =	2.6490
合計		48.2789
床面積		48.27㎡



作製者

6年10月25日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(目録)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

間 取 図

